

令和4年度

東京都図書館協会(TLA)

総 会 資 料

令和4年8月29日(月)

東京都立多摩図書館セミナールーム

次 第

I 総 会 午後2時から午後3時まで

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓挨拶

4 議長選出

5 議 題

(1) 令和4年度東京都図書館協会役員（案）……………〔資料1〕

(2) 令和3年度事業報告……………〔資料2〕

(3) 令和3年度決算報告……………〔資料3〕

(4) 令和3年度会計監査報告……………〔資料4〕

(5) 令和4年度事業計画（案）……………〔資料5〕

(6) 令和4年度予算（案）……………〔資料6〕

6 閉 会

II 講 演 会 午後3時15分から午後4時45分まで

テーマ 「電子書籍・電子図書館の現状と将来
ー調査に基づく after コロナの課題ー」

講 師 植村 八潮 氏（専修大学教授）

令和4年度 東京都図書館協会 役員一覧

1 会長

氏名	所属	備考
黒田浩利	東京都立中央図書館	

2 副会長

氏名	所属	館種
瀬島健二郎	文化学園大学国際文化学部	その他

2 理事

氏名	所属	館種
冨田圭一郎	国立国会図書館	国立国会図書館
氏原恵美	国立市立くにたち中央図書館	公共図書館
恒次知美	専修大学図書館	大学図書館
杉山和芳	東京都立南多摩中等教育学校	学校図書館
山根友理	すみだ北斎美術館	専門図書館

4 監事

氏名	所属	備考
倉本彩子	豊島区立中央図書館	特別区館長会より推薦
目澤弘康	武蔵野市立図書館	東京都市町村立図書館長協議会より推薦

5 事務局長兼常務理事

氏名	所属	備考
福嶋義博	東京都立中央図書館	

令和3年度事業報告

1 総会・理事会

(1) 総会

日 時 令和3年8月10日(火) 書面開催

議決権行使書(はがき)総数: 373

記 録 8月12日(月)に「総会資料」及び「実施報告」を当協会ウェブサイトに(以下「サイト」)に掲載

(2) 理事会

【第1回】

日 時 令和3年6月29日(火) 書面開催

【第2回】

日 時 令和4年3月25日(金) 書面開催

2 実施事業

(1) 講演会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(2) 会 報

第101号を令和3年7月に発行

7月26日(水)にサイトに掲載

(東京都立図書館HP内に東京都図書館協会のページあり)

(3) 研究グループ助成

随時的な研究は1件10万円、継続的な研究は1件5万円を上限とし、募集を行った。

周知方法 ①総会・講演会時に案段階のものを告知

②9月21日(火)にサイトに掲載

③事務局から会員への周知方法

1. 都立図書館 e-協カマガジンへの掲載

2. 公益社団法人日本図書館協会のメルマガ及びイベントカレンダーへの掲載

3. 専門図書館協議会 メールマガジンへの掲載

4. 国公立大学図書館協力委員会を通じた大学図書館宛でのメール周知
5. 当協会のみ协会会员への郵送による周知

応募件数 なし

(4) 図書館見学会

日 時 令和4年5月27日(金) 午後2時30分から4時30分まで

見学先 BICライブラリ

応募者 15名

参加者 13名

*当初、令和4年2月25日(金)開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、延期し、令和3年度事業として実施。

(5) 共催・後援

【共催】 なし

【後援】 1件

○「第23回図書館総合展2021 ONLINE PLUS」

主 催：図書館総合展運営委員会

期 間：令和3年11月1日(月)から11月30日(火)まで

開催場所：図書館総合展ホームページ上

令和3年度決算報告

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	収入済額	増減額	備 考
会 費	1,000	500	△ 500	JLA会員以外の会員費
そ の 他 収 入	373,904	371,728	△ 2,176	JLA地域図書館団体活動費
雑 収 入	0	4	4	預金利子
繰 越 金	557,375	557,375	0	
計	932,279	929,607	△ 2,672	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	支出済額	残 額	備 考
会 議 費	173,000	147,737	25,263	
(1) 総 会 費	160,000	147,737	12,263	総会開催通知・返信はがき印刷、個人情報保護シール等
(2) 役 員 会 費	3,000	0	3,000	
(3) 旅 費	10,000	0	10,000	
事 業 費	200,000	77,580	122,420	
(1) 講 演 会 費 等	0	0	0	
(2) 会 報 発 行 費	100,000	77,580	22,420	会報第101号印刷発行
(3) 研 究 会 費	0	0	0	
(4) 研究グループ助成費	100,000	0	100,000	
(5) 見 学 会 費	0	0	0	
事 務 費	163,000	132,603	30,397	
(1) 需 用 費	10,000	0	10,000	事務用消耗品
(2) 通 信 運 搬 費	150,000	131,613	18,387	総会資料・会報等送付、料金後納はがき、郵券等購入
(3) 職 員 費	0	0	0	
(4) 雑 費	3,000	990	2,010	振込手数料等
予 備 費	396,279	0	396,279	
計	932,279	357,920	574,359	

3 翌年度繰越費

収入済額	929,607 円
支出済額	357,920 円
繰越額	571,687 円

会計監査報告

令和3年度 東京都図書館協会の会計監査を行った結果、帳簿、預金通帳、証票等すべて正確に処理され、適正に収支されたことを認めます。

令和4年 5月 12日

監事

所属

武蔵野市立図書館

氏名

目澤 弘 康

目澤

会 計 監 査 報 告

令和3年度、東京都図書館協会の会計監査を行った結果、帳簿、預金通帳、証票等すべて正確に処理され、適正に収支されたことを認めます。

令和4年5月20日

監 事

所属

豊島区文化商工部図書館課長

氏名

倉本 彩子



令和4年度事業計画（案）

1 総会・理事会

これらの日程については、役員と相談の上、決定する。

(1) 総会

日 時 令和4年8月29日（月）午後2時から3時まで（予定）

会 場 東京都立多摩図書館セミナールーム

(2) 理事会

【第1回】

日 時 令和4年6月6日（月）

主要議題 総会の議事等

【臨時】

日 時 令和4年6月24日（金）

主要議題 総会の議事等

【第2回】

日 時 令和5年3月（予定）

会 場 東京都立中央図書館（予定）

主要議題 令和5年度の活動内容等の検討

※研究助成の申請がある場合には、臨時に理事会を開催する。

2 実施事業

(1) 講演会

日 時 令和4年8月29日（月）午後3時から4時30分まで（予定）

会 場 東京都立多摩図書館セミナールーム

テーマ 「電子書籍について」 植村八潮氏

その他 オンラインの後日配信を試行実施する（講演記録の作成はしない）

(2) 会 報

第102号（令和4年7月）発行（予定）

(3) 研究グループ助成

随時的な研究は1件10万円、継続的な研究は1件5万円を上限とし、募集を行う。

(4) 図書館見学会

日 時 令和5年1月（予定）

(5) 共催・後援

・共催及び後援について申請があった場合、要項に照らして検討する。

令和4年度予算(案)

1 収入の部

(単位:円)

科 目	4年度予算	3年度予算	増 △ 減	備 考
会 費	500	1,000	△ 500	JLA会員以外の会員費
そ の 他 収 入	371,728	373,904	△ 2,176	JLA地域図書館団体活動費(※)
雑 収 入	0	0	0	預金利子
繰 越 金	571,687	557,375	14,312	
計	943,915	932,279	11,636	

※ 現時点では、地域図書館団体活動費配分基準(2021年度)を用いている。

$$\{ (\text{個人会員費総額} \times 1/10) + (\text{施設会員費総額} \times 1/20) + (\text{団体会員費総額}) \times 1/10 \} \times (\text{調整率} 32/100)$$

2 支出の部

(単位:円)

科 目	4年度予算	3年度予算	増 △ 減	備 考
会 議 費	98,000	173,000	△ 75,000	
(1) 総 会 費	85,000	160,000	△ 75,000	総会開催通知・返信はがき印刷、個人情報保護シール等 ※総会資料及び説明資料印刷(全会員への送付)の とりやめによる減
(2) 役 員 会 費	3,000	3,000	0	資料印刷費
(3) 旅 費	10,000	10,000	0	理事交通費
事 業 費	351,000	200,000	151,000	
(1) 講 演 会 費 等	151,000	0	151,000	講師謝礼 ※テープ反訳のとりやめによる減、オンライン配信 (試行)による増
(2) 会 報 発 行 費	100,000	100,000	0	会報第102号印刷発行
(3) 研 究 会 費	0	0	0	
(4) 研究グループ助成費	100,000	100,000	0	随時的な研究@100,000 継続的研究@50,000
(5) 見 学 会 費	0	0	0	
事 務 費	163,000	163,000	0	
(1) 需 用 費	10,000	10,000	0	事務用消耗品
(2) 通 信 運 搬 費	150,000	150,000	0	総会資料・会報等送付、料金後納はがき、郵券等購入
(3) 職 員 費	0	0	0	
(4) 雑 費	3,000	3,000	0	振込手数料等
予 備 費	331,915	396,279	△ 64,364	次年度総会費、会報発行費等繰り越す必要あり
計	943,915	932,279	11,636	

【参考】会員数について (令和4年3月31日時点)

1 個人会員

- (1) JLAからの自動会員 648名
 (2) TLAのみの会員 1名(会費500円)

2 施設会員

- (1) JLAからの自動会員 327施設+1団体
 (2) TLAのみの会員 0施設(会費5,000円)

東京都図書館協会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、東京都図書館協会 (Tokyo Library Association) といい、事務所を東京都内におく。

(目的)

第2条 この会は、東京都内の図書館及び類縁機関並びに、これらに関係する者の連絡を図り、図書館事業の発展向上と会員相互の交流を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 図書及び図書館に関する調査研究
- (2) 講演会、講習会等の開催並びに研究グループの助成
- (3) 会報等の発行
- (4) その他必要と認められる事業

(会員)

第4条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1) 普通会員 公益社団法人日本図書館協会の東京地区個人会員及び、東京都内に在住若しくは在勤するもので、この会の趣旨に賛同する個人
- (2) 特別会員 公益社団法人日本図書館協会の東京地区施設会員及び、東京都内に所在する図書館及び類縁機関・団体
- (3) 賛助会員 この会の事業を協賛する個人又は団体

(入会申込)

第5条 この会に入会しようとする者は、事務局に申込み、登録を受けなければならない。但し、公益社団法人日本図書館協会会員については入会の申込みを必要としない。

2 特別会員については代表者を定め登録しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、別に定めるところの会費を納めなくてはならない。

(役員)

第7条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 若干名 (内1名を副会長とし、1名を常務理事とする)
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第8条 役員は、総会で選出する。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、会長指名の理事を置くことができる。但し、2名以内とする。

(役員任期及び欠員の補充)

第9条 役員任期は2ケ年とする。但し、再選を妨げない。

- 2 役員は任期満了後でも、後任者が決定するまでは、その任務を継続して行う。
- 3 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。
- 4 補充により選出された者の任期は、前任者の残りの期間とする。

(役員任務)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 常務理事は、この会務を処理する。
- 5 監事は、この会の会計を監査する。

(顧問)

第11条 この会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、役員会の推薦により、総会で推挙する。

(事務局)

第12条 この会に事務局を置き、事務局に事務局長及び幹事を置く。

- 2 事務局長は、常務理事をもってこれに充てる。幹事は会長が委嘱し、庶務会計に従事する。

(総会)

第13条 総会は、年1回会長が招集する。但し、必要なときは臨時総会を招集することができる。

(総会の定足数)

第14条 総会は、会員の5分の1以上の出席がなければ成立しない。

- 2 出席できない会員が、表決権を出席会員に委託したときは、総会に出席したものとみなす。

(総会の審議事項)

第15条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 会務報告及び年度事業計画
- (2) 予算案及び決算報告
- (3) 会則及び規程の変更
- (4) その他重要な事項

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、その都度選挙でこれを定める。

(議事の決定)

第17条 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決定し、可否同数の時は、議長の決定するところによる。但し、規約の変更については3分の2以上の同意を得なければならない。

(委員会)

第18条 この会に委員会をおくことができる。

(他団体への加盟)

第19条 この会は、公益社団法人日本図書館協会に加盟し、同協会の加盟団体となる。

(経費)

第20条 この会の経費は、会費、寄附金及びその他収入をもって、これに充てる。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

この規約は、昭和51年5月15日から施行する。

付 則

この規約は、平成元年7月27日から施行する。

付 則

この規約は、平成3年9月17日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年8月29日から施行する。

会 費 規 程

第1条 会則第6条の規定による会費は次のとおりとする。但し、日本図書館協会員であるものについては、会費を徴収しない。

普通会員	年	500円
特別会員	年	5,000円
賛助会員	年	5,000円以上

役員選出に関する規程

第1条 会則8条の規定による役員を選出は、この規程による。

第2条 総会で選出する役員候補者を選考推薦するために役員選考委員会を置く。

第3条 役員選考委員会は、TLA会員で、JLA東京地区代議員であるものをもって構成する。但し総数は14名以内とする。

第4条 会則第7条の規定による役員候補者は、普通会員及び特別会員の代表の中から選考推薦する。

第5条 理事候補者は、普通会員及び特別会員の代表を勤務箇所その他により、次の6種に分け、各号毎に1名を選考推薦する。

- (1) 国立国会図書館に勤務するもの
- (2) 公立（都区市町村立）及び私立図書館又は、公民館に勤務するもの
- (3) 大学図書館に勤務するもの
- (4) 学校（小中高等）図書館に勤務するもの
- (5) 専門図書館に勤務するもの
- (6) その他以上に属さないもの

第6条 副会長及び常務理事は、理事の中から会長が指名する。

付 則

この規約は、平成23年7月12日から施行する。

付 則

この規約は、平成27年9月28日から施行する。

東京都図書館協会研究助成規程

（目的）

第1条 この規程は、本協会会員の研究を促進し、もって本協会の使命達成に資することを目的とする。

（研究助成の種類）

第2条 研究助成は、前条の目的にふさわしい調査研究（以下「研究」という）に対して行うものとし、その種類は次のとおりとする。

(1) 随時的な研究グループ助成

東京都内において、特定テーマを持って随時的に研究活動を行う研究グループへの助成で、助成金額は10万円を限度とし、申込者の事業計画及び予算の範囲内で、研究期間は最長2年間とする。

(2) 継続的な研究グループ助成

東京都内において、継続的に研究活動を行っている研究グループへの助成で、単年度の助成金額は5万円を限度とし、申込者の事業計画及び予算の範囲内の助成を行う。

（申込資格）

第3条 この規程による研究助成は、本協会普通会員を研究グループの代表者とし、会員を主たる構成員として行われる共同研究を対象とするものとし、当該研究グループの代表者が申込みの資格を有する。

（申込方法）

第4条 研究助成の申込みは、前条に規定する申込みの資格を持つものが、別に定める申込書により行うものとする。

(決定の方法)

第5条 前条の申込みがあったときは、会長は理事会に諮り助成の適否及び金額を決定し申込者に通知するものとする。

(研究費)

第6条 助成金は、研究に直接必要な経費とし、第2条(1)の助成にあつては研究の完了後、又第2条(2)の助成にあつては年度終了後、それぞれ1か月以内に会計報告を提出し精算するものとする。その際、助成金に残額が生じた場合は返還するものとし、不足が生じた場合は限度内であっても、追加助成は行わないものとする。

(研究計画の変更)

第7条 助成決定後、研究計画を変更するときは、別に定める手続により申込者が申請を行い、会長の承認を受けなければならない。

(研究成果の発表)

第8条 この規程による助成金を受けた者は、第2条(1)の助成にあつては研究完了後、又第2条(2)の助成にあつては年度終了後2か月以内に会長に報告書を提出し、その研究成果を総会又は本協会機関紙に発表しなければならない。但し、その他の方法による公表をもって、これに代えることができる。

(助成金の返還)

第9条 会長は、助成を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の一部又は全部を返還させるものとする。

- (1) 当該研究を中止したとき
- (2) 当該研究を遂行する見込みがなくなったものと認められるとき
- (3) 助成金を受けた者が、交付の条件に違反したとき(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

付 則 (昭和56年5月29日)

この規程は、昭和56年6月1日から施行する。

付 則 (平成14年6月18日助成の種類改正)

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

理事会申し合わせ事項

《平成9年度第1回理事会(平成9年5月13日)申し合わせ事項》

- 1 施設会員である図書館長に異動があった場合については、充て職として考え、残任期間について、後任の館長が就任する。

《平成10年度第4回理事会（平成11年3月8日）申し合わせ事項》の改正
（平成14年6月18日）

- 1 第2条(1)の研究助成は、1事業について1回の助成とする。但し、別事業であっても、構成員の半数以上が同一の場合は、前回の助成から2年度以内は助成することができない。
- 2 第2条(2)の研究助成は原則として連続して2回を越える助成はできない。
- 3 研究助成は事業費の一部補助とし、使途は年間研究に必要な概ね次のとおりのものとする
 - (1) 資料、消耗品、備品等の購入又は借上経費。但し、備品の購入は助成金の2分の1以内とし、飲食費等の経費は除く。
 - (2) 資料印刷等の経費
 - (3) 会議室等の借上経費
 - (4) 講師謝礼
 - (5) 講師旅費
 - (6) 上記各号に類するもの、その他で共同研究を行うために直接必要な経費
 - (7) 人件費及び研究グループ構成員による旅費は除く。
- 4 審査基準を満たす研究グループの助成申込金額が、研究助成の予算額を超える場合は、会長は理事会に諮った上で予備費から支出できるものとする。
- 5 審査基準は、次のとおりである。
 - (1) 研究の目的
 - ・研究・調査が東京及び我が国の図書館事業の発展向上に寄与するものであること
 - (2) 研究計画
 - ・研究計画が目的を達成する上で、妥当なものであること
 - ・第2条(1)の研究助成にあつては、研究期間内に研究成果をまとめられるものであること
 - ・第2条(2)の研究助成にあつては、当該年度内の研究成果又は経過と方向性をまとめられるものであること
 - (3) 研究経費
 - ・所要経費が目的を達成する上で、妥当なものであること
- 6 申込書の記載事項に不備があるとき又は研究内容を判断できないと認めるときは、事務局が申込者に対して、必要な修正又は再提出を求める。

令和4年度 東京都図書館協会（TLA）研究助成 募集要項

★ 応募の際は、本要項をよくお読みのうえ、お申込みください。

1 応募資格

当協会の普通会員（個人会員）が代表者であり、会員を主たる構成員として行う共同研究グループであること。

※研究機関等への所属の有無は問いません。

※2名以上の研究グループであることが要件です。個人の研究は対象となりません。

2 件数

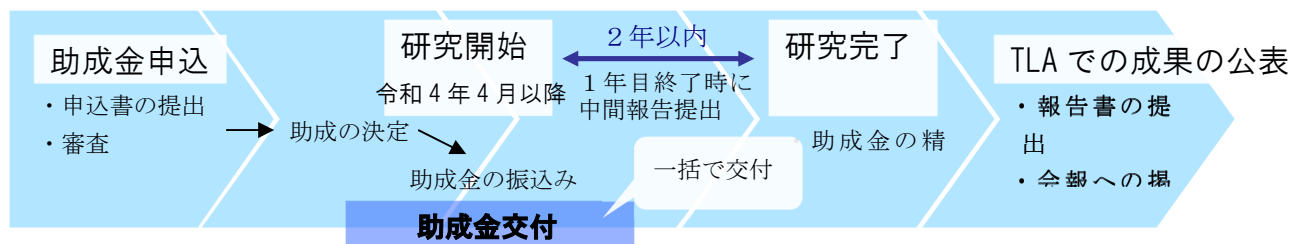
若干数

3 助成金額と種類

「随時的な研究」と「継続的な研究」によって、助成額、助成期間が異なります。

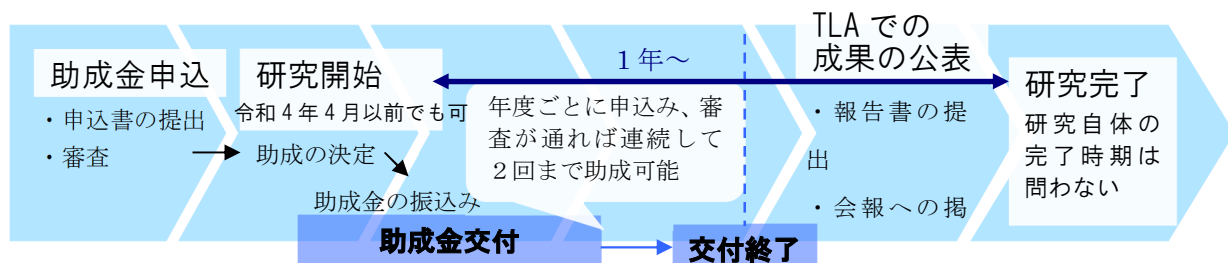
(1) 随時的な研究

東京都内において、特定テーマを持って随時的に研究を行っている研究グループへの助成。助成額は**10万円**を限度とし、申込者の事業計画及び予算の範囲内で助成を行う。研究期間は**最長2年間**とする。



(2) 継続的な研究

東京都内において、継続的に研究活動を行っている研究グループへの助成。
単年度の助成額は5万円を限度とし、申込者の事業計画及び予算の範囲内の助成を行う。
 研究期間の制限は無い。



4 助成金の使途

当協会からの助成金は原則として、グループの研究に直接必要な経費に充てていただきます。研究終了後の精算時には、会計報告（領収書等のコピー等を添付した支出明細含む。）を提出していただきます。

5 スケジュール

募集期間	令和4年9月下旬～令和4年10月中旬
↓	
選考期間	令和4年10月下旬～令和4年11月
↓	
決定と通知	令和4年12月中旬頃 当協会理事会にて決定後、申込者（代表者）に通知
↓	
交 付	令和4年12月下旬頃 口座へ振込み

6 提出書類

(1) 研究助成 申込書

(2) 研究概要書（A4判縦1枚程度・書式任意）

- ・テーマ設定の背景、研究の意義・必要性、先行・類似研究の有無（有の場合は研究テーマ・研究者名を記載）、他団体の助成金等を申請している場合はその助成金等を含めた研究内容及び経費等の全体※、中間及び最終の研究成果物の予定など

※助成金等が交付された場合と交付されなかった場合の両方について、研究の進め方を詳しく記入してください。（公布決定予定日を記載すること。）

10月14日（金）までに御提出ください。（必着）

<留意事項>

- ・申込書は次のウェブサイトからダウンロードしてください。
東京都図書館協会（TLA）ウェブサイト（<https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/tla/>）
- ・(1)(2)ともに、PDFファイルでお送りください。なお、事務局から追加資料の提出等を求める場合があります。
- ・申込みの際には、東京都図書館協会の会則等もお読みください。会則等は上記ウェブサイトからダウンロードしてください。

7 選考基準

- ・研究テーマの着眼点と独創性
- ・図書館への貢献度又は貢献の可能性 など

8 助成対象者への依頼事項

助成を受けたグループには、研究終了後2か月以内に報告書（1,600字程度）を提出していただきます。また、複数年度にわたって研究を行うグループは、各年度終了後にも中間報告を提出していただきます。各グループからの報告は、当協会報に掲載させていただきます。

9 申請書等書類の送付及び問合せ先

〒106-8575 東京都港区南麻布5-7-13

都立中央図書館 管理部 企画経営課内

東京都図書館協会事務局

電 話：03-3442-8451（内線2224） FAX：03-3442-8919

E-mail：S0200333@section.metro.tokyo.jp